

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、観音寺市一ノ谷池土地改良区から役員の就任について次のとおり届出があった。

平成28年5月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	林 和 義	観音寺市植田町1558番地2	平成28年4月1日